

【勤続年数の通算について】

- 年度の中で採用された者の勤続期間の計算にあたっては、採用年度の4月1日付で採用されたものとして取り扱います。

- 契約社員（雇用契約上の所定労働時間が1週平均20時間以上ある者に限る。）または専門社員として雇用されていた者で、引き続き社員として採用された者については、原則、契約社員または専門社員としての雇用契約期間を勤続年数に通算する。ただし、平成5年3月31日以前の雇用契約期間は対象としません。

【保存休暇の確認方法】

現状は人事ERPにおいて管理しており、人事担当課の勤務担当者など関係する機能の権限を保有する社員に確認することで日数を把握することができます。2026年度初以降準備でき次第、給与明細の勤怠欄に保存休暇の日数が記載されるよう関係システムの改修を行っているところです。

Ⅲ 忌引休暇の見直し

1. 実施内容

忌引日数が3日の場合、「葬祭執行の当日を2日目とする連続した3日間に充てることができる」と規定しているところ、「葬祭執行の当日を含む連続した3日間に充てることできる」に改める。

2. 対象者

社員、契約社員、シニア社員、シニアリーダー社員及びグランドシニア社員とする。

3. 実施日

2025年10月1日以降準備出来次第、適用する。

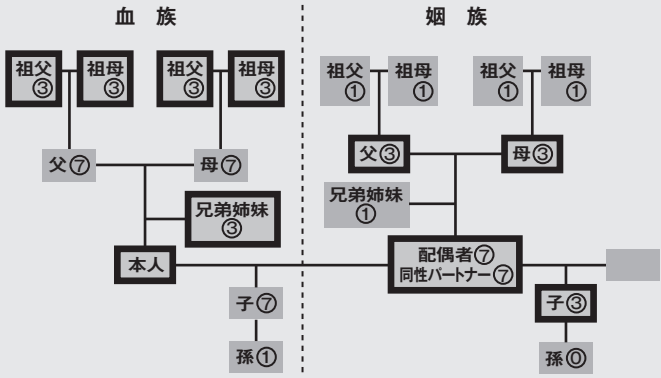
解説

少子高齢化の進展や共働きの増加等の家族形態の多様化等を背景にして、葬祭の在り方についても多様化しつつあり、これらの社会状況の変化に対応する形で、忌引休暇についても柔軟性を増す形で見直したものです。

【内容】

現行の忌引制度において起算日の取扱いに例外条項が設定されている3日に着目し、より柔軟性を持たせる形で見直したものです。基本の取扱い、喪を知った日から起算した日数分の付与であるものの、忌引日数が3日である場合については、葬祭執行の当日を含む連続した3日間に充てることのできるものとします。

忌引日数表（○内の数字が取得可能日数）



	10/1	10/2	10/3	10/4	10/5	10/6	10/7
	喪を知った日			葬祭1日目	葬祭2日目		
パターン1 基本の取扱い	忌引	忌引	忌引	忌引	忌引	忌引	忌引
パターン2 葬祭両日参加 (通夜2日目)			忌引	忌引	忌引		
パターン3 葬祭両日参加 (葬儀2日目)				忌引	忌引	忌引	
パターン4 通夜1日目のみ参加 (通夜3日目)		忌引	忌引	忌引			
パターン4 葬祭2日目のみ参加 (葬儀1日目)					忌引	忌引	忌引

Ⅳ 障がい者手帳の交付を受ける社員を対象とした有給休暇の新設

1. 実施内容

障がい者手帳の交付を受ける社員が、同手帳の交付根拠となる障がいの治療のため通院する場合に使用できる「治療・障がいサポート休暇」（年間3日以内）を新設する。

2. 対象者

社員、契約社員、シニア社員、シニアリーダー社員及びグランドシニア社員とする。

3. 実施日

2026年4月1日以降準備出来次第、適用する。

解説

一人ひとりの多様な活躍の実現に向けて、今後法定雇用率が引き上げられること等を見据えると、障がいを持ちながら働き続けられる環境の一層の整備が不可欠です。これらを踏まえ、障がいを持つ組合員が障がい者手帳の交付根拠となる障がいの治療と就労の継続の両立を目指し、新たに有給休暇を設けるものです。

【対象となる手帳】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳。

【申請方法】

本休暇については、障がい者手帳の取得が必要条件となっている等、他の休暇とは異なった性質のものであるほか、その情報の性質上慎重に取り扱うべきものであると考えています。これらを踏まえ、専用の申請用紙を準備する予定であり、申請フロー等についても本人から前月20日までに箇所長等に対して直接提出する等、通常の休暇取得とは異なる申請フローを設定することを検討しています。詳細については、2026年4月以降の制度開始までに別に事務連絡等で整理する予定です。

Ⅴ フレックスタイム制の適用対象の拡大

1. 実施内容

フレックスタイム制の適用対象に、駅の駅長及び助役を追加する。

2. 対象者

社員、シニア社員、シニアリーダー社員及びグランドシニア社員とする。

3. 実施日

2026年1月1日以降準備出来次第、適用する。

解説

フレックスタイム制については、1997年3月の制度導入以降、「社員の自主性の尊重による、より有意義な会社及び個人生活の実現」を目的として、社員の制度内容の理解及び制度運用の定着と、より一層自主的で効率的な業務遂行がなされることを前提として、間接部門を中心に運用してきたところです。直接部門についても、以下適用箇所として拡大してきた。

2017年：大阪工事事務所及び大阪電気工事事務所の各工事事所

2019年：土木技術センター、建築区機械区

2021年：電力技術センター、信号通信技術センター

2022年：電気技術センター

2023年：保線区本区

2024年：総合運輸所

2025年：総合車両所・車両区・梅小路運転区の間接業務グループ

【適用対象】

駅の駅長及び助役は、駅における企画・管理業務等、自らその進捗管理を行いながら業務に取り組んでいる実態があることから、新たにフレックスタイム制の適用対象とします。

Ⅵ 業務に直接関わる資格試験の受験等の労働時間化

1. 実施内容

「法令等に基づき、会社が業務上必要不可欠と認めた資格等の取得又は更新等に関して、当該資格取得試験等に出席する場合」及び「賞罰等取扱規程の規定に基づいて実施する表彰式に受賞者として出席する場合」については、勤務免除として規定しているところ、労働時間に改める。

2. 対象者

社員、契約社員、シニア社員、シニアリーダー社員及びグランドシニア社員とする。

3. 実施日

2025年12月1日以降準備出来次第、適用する。

解説

業務上必要不可欠な資格取得・更新は、資格そのものが社員自身に紐づくという側面もある。

その他

Ⅰ 勤続5年社員及び勤続10年社員への激励について

1. 実施内容

勤続5年・10年という節目を迎える社員に対し、今後のより一層の活躍を期待し、勤続5年・10年に達した翌月以降に「WESTERポイント」（10,000ポイント）を贈呈する。

2. 対象者等

（1）勤続5年社員への激励

2020年4月1日以降に社員として採用された

り、自己研鑽の側面が強いという考え方から、これまで勤務免除として取り扱ってきたところであるが、その業務性等を鑑み、今回新たに労働時間として取り扱うこととしたものです。

【資格範囲】

会社が業務上必要不可欠と認めた資格等の範囲については、これまで資格取得試験に出席する場合に勤務免除として取り扱っていた資格等の範囲と同一です。具体的には、概ね次の基準によることとします。

- ①法令等の定めにより設置が義務付けられているもの
- ②会社が、資格の取得又は更新等に際して経費負担を行うもの

【対象となる資格等の例】▼下図

【対象となる表彰式】

賞罰等取り扱い規程に基づいて、所属長以上が実施する表彰式に対して適用を行います。

【補足】

試験・表彰式の当日が7dなどの日勤務が指定されていた場合、正規の労働時間内の移動時間については労働時間として取り扱います。なお、日勤務ではなく時間外労働を指定した場合については、移動時間については労働時間に含みません。

系 統	対象となる資格等の例
車 両	玉掛技能講習、非破壊試験技術者資格等
施 設	危険物取扱乙4種等
電 気	危険物保安責任者等
運 輸	—